札幌市清田区民センター指定管理者募集要項

(抜粋)

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)に基づき、公の施設である札幌市清田区民センター(以下「清田区民センター」という。)の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要

建物の中には、清田区民センター、清田まちづくりセンター、清田地区福祉のまち推進センターがあります。

施設の名称	札幌市清田区民センター
施設の所在地	札幌市清田区1条2丁目
施設の設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進を図り、もっ
	て地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
~	~
~	~

(~中略~)

2 申込資格

(~中略~)

3 申込書類(原則、サイズはA4で統一してください。)

(~中略~)

4 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準(配点)に基づく総合点数方式により行います。

- (1) 地域住民の平等な利用が確保されること。(点)
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(点)

ア ~~~~

(~中略~)

(5) その他(点)

ア 市民との協働、地域との連携が図られる提案となっているか

1

選定基準の中に「地域要望に沿う運営がなされるか」が入る イメージ。

採点基準の一つとなり、指定管理者が申込段階から構想の中に 地域要望を考えるようになる。

5 管理の基準 (清田区民センターの適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項)

(1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前8時45分から午後9時まで
休 館 日	12月29日から翌年1月3日まで

利用者からの希望がある場合には、開館時間を午後10時まで延長し、使用時間の超過を認めることとします。

- (~中略~)(以下項目の頭出しのみ)
- (2) 清田区民センターの使用の承認について
- (3) 使用の制限に関する事項
- (4) 札幌市個人情報保護条例の適用について
- (5) 札幌市情報公開条例の適用について
- (6) 札幌市行政手続条例の適用について
- (7) 札幌市オンブズマン条例の適用について
- (8) 環境への配慮について
- (9) その他

地区センターの指定管理者募集要項では、この部分で 業務内容を決めており、業務内容は別紙「仕様書」のと おりとしている。この「仕様書」中に「運営を考える会」 で検討した「地域要望」を検討に入れるよう盛り込む。

6 業務内容 -

指定管理者の行う業務は下記のとおりとし、業務の具体的な内容は、別紙「札幌市清田区民センター指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」といいます。)のとおりとします。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
- (3) 施設の使用承認等に関する業務
- (4) 上記業務に付随する業務

7 利用料金等に関する事項

(~中略~)

8 管理運営に要する経費

(~中略~)

9 指定期間

(~中略~)

10 申込方法・スケジュール

(~中略~)

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(~中略~)

12 協定の締結

(~中略~)

13 参考資料

(~中略~)

14 その他

(~中略~)

札幌市清田区民センター指定管理者総括業務仕様書

(抜粋)

1 施設の管理業務に関する基本的方針

札幌市清田区民センター(以下「清田区民センター」という。)の管理運営に当たっては、 次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、地域住民の福祉の増進に努め、地域住民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 施設の設置目的であるコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 方針の一つとして、「利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の
- (4) 管理運営に反映・・・具体的には、「運営を考える会」でまとめた検 討案の意向に沿う管理運営を行うこと」とする。

2 施設の維持管理に関ソる素の

(1) 施設、設備等の維持及び管理

施設、設備等の維持管理業務の実施に当たっては、清田区民センターが公の施設であることに鑑み、関係法令の規定に基づき、施設、設備等の全般の機能を良好に維持管理し、運用すること。

なお、清掃業務、警備業務、設備運転保守管理業務等の仕様は、別紙の各仕様書のとおりとする。

(~中略~ 項目の頭出しのみ)

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
- ウ 設備運転保守管理業務
- 工 駐車場管理
- オ 備品管理
- カ その他
- (2) 防災業務
- (3) 職員の配置等に関すること

3 事業の計画及び実施に関する業務

講座等の事業の計画及び実施

(1) 区民講座の実施

施設の設置目的に合致し、市民の教養等の向上促進等のため各種講座(年間10科目程度、 1科目当たり4~8回程度)を定期又は随時実施すること。

講座受講料及び参加料については、幅広い地域住民が参加しやすいように、廉価な金額を 設定してください。

(2) 地域住民の交流等を目的とした事業の実施

施設の設置目的に合致し、幅広い地域住民の交流等を目的とした事業やボランティア性の 高い事業を実施すること。(例:文化祭、演芸会、講演会、スポーツ大会などの事業。サー クル活動を除く。)

(3) 施設開放事業(無料)の実施

幅広い市民の交流を目的として、区民ホール、集会室等の開放事業(無料)を実施すること。

上記(1)、(2)、(3)の事業実施に当たっては、市民の貸室利用に十分に配慮し、実施回数や実施日について検討すること。

4 施設の使用承認等に関する業務

- (~中略~ 項目の頭出しのみ)
 - (1) 対象業務

ア 施設(有料施設)の使用申込・予約受付及び使用の承認又は不承認

1

- (2)受付方法
- (3)受付時間及び使用料徴収時間

5 管理業務に付随する業務

(~中略~ 項目の頭出しのみ)

- (1) 事業報告
- (2) 広報業務
- (3) 人材の育成
- (4) 利用者等の要望・苦情処理
- (5) 利用者の意見・要望の把握及び業務の改善
- (6) 個人情報の保護について
- (7) 札幌市及び関係機関との連絡調整
 - ア 札幌市との連絡調整

管理業務は、後日、札幌市と締結する協会 めのない事項及び管理上疑義を生じた場 る。なお、施設の管理運営に係る各種 市と協議すること。 を実施することとなるが、協定書に定 、幌市と協議の上これを決定するものとす 要綱、マニュアル等を作成する場合は、札幌

本業務を円滑に実施するため 幌市が情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を 開催する場合、指定管理者は必ず参加すること。

イ 関係機関との連絡調整/

施設の管理業務の遂行に当たっては、利用者団体、地元自治会等との良好な関係を維持 するとともに、必要に応じ連絡調整を行うこと。

(8) 開業準備及び引継ぎ業務

(~中略~)

(9) その他清田区民センターの管理業務に付随する一切の業務

6 予約システムを利用して行う業務

(1) 予約システムを利用して行う業務(概要は別紙「予約システムの概要」のとおり) (~中略~)

運営にあたり定期的に地域要望意見を 聴取するための組織づくり検討をプラス。

「運営を考える会」の後進団体(運営協議会?)がよいのか、住民懇談会など別の形態がよいのか、を含め、できればオープン前に「運営を考える会」でその組織づくりの検討をしておくのが望ましい。